緊急事態措置の実施に伴う対策

期 間 令 (特日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	まん延防止等重点措置(現行) 全域 計置区域:神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域) 令和3年8月16日(月)から8月31日(火)まで(16日間) 特措法第31条の6第2項、第24条第9項〕 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛を要請西類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域) 特措法第31条の6第1項、第24条第9項〕	緊急事態措置 全 域
期 間 ^令 (指 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	電区域:神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域) 令和3年8月16日(月)から8月31日(火)まで(16日間) 特措法第31条の6第2項、第24条第9項〕日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛を要請西類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで(24日間) [特措法第45条第1項] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に混雑した場所等への外出の半減を要請・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請・時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスク
(特日の名が出自粛等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特措法第31条の6第2項、第24条第9項〕 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛を要請西類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域)	[特措法第45条第1項] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に混雑した場所等への外出の <u>半減</u> を要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や <u>休業要請又は</u> 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を <u>厳に控えることを要請</u> ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスク
・日外る 外出自粛等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛を要請西類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 置区域】(神戸市、阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域)	・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している 場所や時間を避けて行動すること、特に混雑した場所等への外出の 半減を要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短 縮の要請に応じていない飲食店等の利用を <u>厳に控えることを要請</u> ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスク
〔特 〇時 • E		
 飲食店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1) ・消 ・消 ・消 ・ 	時短要請等 5 時~20 時の営業時間短縮を要請 酒類提供(*3) を行わないことを要請 カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) 感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨 の他区域】(但馬地域) 特措法第 24 条第 9 項〕 時短要請等 5 時~21 時の営業時間短縮を要請 酒類提供(*3) は 11 時~20 時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4) を満たすこと) カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) 感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨	【全県】 [特措法第 45 条第 2 項等] 〇休業要請・時短要請 ・ <u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオ</u> ケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む) <u>への休業要請</u> ・ 酒類及びカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)しない飲食店等への時短要請(5 時~20 時) 〇感染対策の徹底を要請 ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨
	置区域】(神戸市、阪神南·阪神北·東播磨·北播磨·中播磨·西播磨·丹波·淡路地域) 特措法第 24 条第 9 項等〕	【全県】 〔特措法 <u>第 45 条第 2 項</u> 、第 24 条第 9 項等〕
事業 は	種類 ・遊技施設 場、映画館等 会・展示施設 ・酒類提供(*3)を行わないことを要請 ・ 体が、外開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・ 入場整理の実施を要請 ・ 入場整理の実施を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 大り開催及び映画上映の場合は、21 時までの営業時間短縮要請等 の他区域】(但馬地域) 特措法第 24 条第 9 項等) 種類 ・ 型財技施設 ・ 選集時間短縮の協力依頼 ・ 酒類提供(*3)は 11 時~20 時とすることを要請 ・ 酒類提供(*3)は 11 時~20 時とすることを要請 ・ 酒類提供(*3)は 11 時~20 時とすることを要請 ・ 酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと) ・ イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・ 入場整理の実施を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ 業種別が、付、ライン等に基づく感染対策の徹底を要請	(多数利用施設) 種類・施設例 遊技施設 [マージャン店、パーチン2屋等] 遊興施設 [個室ピデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) サービス業(生活必需サービスを除く) ・20 時までの営業時間短縮の協力依頼 [共通] ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施(1,000 ㎡超施設:45 条 2 項、1,000 ㎡以下施設:24 条 9 項、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請・業種別が、イ*ライン等に基づく感染対策の徹底を要請 (木面積が 1,000 ㎡超
※	無サービスを除く) (ペント開催及び映画上映の場合は、21 時までの営業時間短縮要請等) 持措法第 24 条第 9 項] (収容定員 人数上限 大声での歓声・声援等がな 100% 以内 大声での歓声・声援等が想 50% * 以内 (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) * 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内) 内では座席間隔を設けなくともよい。21 時までの営業時間短縮を要請	博物館等 [特措法第 24 条第 9 項] ・人数上限 5,000 人かつ収容定員 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請 ・21 時までの営業時間短縮を要請
出勤抑制 追	F措法第24条第9項〕 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの 推進を要請 事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請

*3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む *4 アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内